

防地環（事）第177号
令和3年7月1日

各地方防衛局長 殿

事務次官
(公印省略)

動産の移転補償の算定について（通達）

標記について、別紙のとおり定められたので通達する。

添付書類：別紙

第1 目的

駐留軍ノ用ニ供スル土地等ノ損失補償等要綱（昭和27年7月4日閣議了解）第18条に規定する駐留軍によって使用され又は返還された土地、建物に付随した動産の移転復帰に要する補償額（以下「補償額」という。）は、本通達によって算定するものとする。

第2 動産の定義

本通達にいう動産とは、機械、工具、電気機具、家具、什器、家畜等をいう。ただし、土地、建物に附帯した配線、配管類及びその付属品は除く。

第3 補償額の算定

- 1 補償額は、動産の移転に要する資材費、労務費、役務費及び経費の合計額とし、当該動産の現存地における時価額を超えてはならない。
- 2 補償額の評価の時期は、使用開始時又は返還時とする。
- 3 機械の据付けにおいて、コンクリート基礎は旧基礎の評価額を減価償却した評価額をもって補償額に計上する。この場合、基礎の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に基づく機械の耐用年数を用いる。
- 4 役務費には、輸送費の移転作業用機具類の損料、消耗品及び仮設損料を計上する。
- 5 移転に要する諸経費は、労務費、資材費及び諸役務費の合計額に応じて算出する。

第4 協議

この通達により難しい場合は、地方協力局長に協議するものとする。